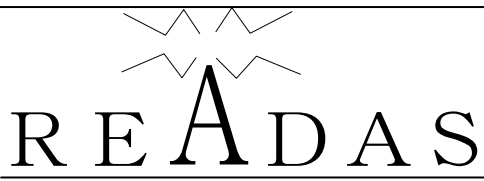


第 5335 号	 <b>READAS</b> リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 23日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 終身保障タイプのがん保険の取扱い

**Q**：保険金受取人を法人とするがん保険の保険料を終身払いする場合は、税務上どのように取り扱われますか？

**A**：次のように取り扱われます。

**【解説】**

法人が、事故を契約者及び保険金受取人とし、役員や従業員（これらの人の親族を含みまず）を被保険者とするがん保険（終身保障タイプ）に加入して、その保険料を支払った場合には、次のように取り扱われます。

①前払期間の間

次の算式で計算した「前払期間」を経過するまでは、払込保険料のうち2分の1に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額は損金の額に算入します。

$$\text{前払期間} = (105\text{歳} - \text{加入時年齢}) \div 2$$

（注）1年未満の端数は切り捨てます。

②前払期間経過後

保険期間のうち前払期間を経過した後の期間は、各年の支払保険料を損金の額に算入するとともに、次の算式により計算した金額を、上記で資産計上した前払金等の累計額（すでに取り崩した金額を除きます）から取り崩して損金の額に算入します。この場合の保険期間とは、加入時の年齢から105歳までの期間をいいます。

$$\text{損金算入額(年額)} = \text{資産計上額の累計額} \div (105 - \text{前払期間経過年齢})$$

※前払期間経過年齢とは、被保険者の加入時年齢に前払期間の年数を加算した年齢をいいます。

